

久喜市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則
久喜市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成２２年久喜市規則第
３５号）の一部を次のように改正する。

第５条の７第２項中「任命権者は、」の次に「条例」を加え、同条第３項中
「場合で、」の次に「条例」を加える。

第５条の８第２項第２号中「、条例第８条の３第２項の規定による請求にあつ
ては３歳に、同条第３項の規定による請求にあつては」を削る。

第５条の１１第２項第１号中「第３項」を「給与条例第１２条第３項」に改め
る。

第１１条の３第３号中「（昭和２２年法律第１６４号）」を削り、「第４項」
を「第３項」に改め、同条を第１１条の５とし、第１１条の２の次に次の２条を
加える。

（子の看護等休暇）

第１１条の３ 条例第１４条第２項第１７号イの市規則で定める世話は、養育す
る対象児童（同号に規定する対象児童をいう。第２３条第２項第５号において
同じ。）に予防接種又は健康診断を受けさせることとする。

２ 条例第１４条第２項第１７号ウの市規則で定める事由は、次に掲げる事由と
する。

（１） 学校保健安全法（昭和３３年法律第５６号）第１９条の規定による出
席停止

（２） 児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第３９条第１項に規定する
保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関す
る法律（平成１８年法律第７７号）第２条第６項に規定する認定こども園、
児童福祉法第２４条第２項に規定する家庭的保育事業等その他の施設又は事
業における学校保健安全法第２０条の規定による学校の休業に準ずる事由又
は前号の出席停止に準ずる事由

3 条例第14条第2項第17号エの市規則で定めるものは、入園、卒園又は入学の式典その他これに準ずる式典とする。

(短期介護休暇)

第11条の4 条例第14条第2項第18号の市規則で定める世話は、次に掲げる世話とする。

(1) 介護

(2) 通院等の付添い、介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の必要な世話

第23条第1項第15号中「別表第4」を「別表第5」に改め、同号を同項第16号とし、同項中第14号を第15号とし、第4号から第13号までを1号ずつ繰り下げ、同項第3号中「6箇月以上の任期が定められている者又は6箇月以上継続勤務している者（」を削り、「」に限る」を「に限る」に、「第11号及び第12号」を「第12号及び第13号並びに次項第5号及び第6号」に改め、同号を同項第4号とし、同項中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 会計年度任用職員（6箇月以上の任期が定められている者又は6箇月以上継続勤務している者（週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が47日以下であるものを除く。）に限る。）が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合（次項第1号に掲げる場合を除く。）一の年度において、1週間の勤務日が定められている職員にあっては1週間の勤務日の日数の区分に応じ、1週間の勤務日が定められていない職員にあっては1年間の勤務日の日数の区分に応じ、それぞれ別表第4に掲げる日数の範囲内の期間

第23条第2項第2号を削り、同項中第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

(5) 対象児童を養育する会計年度任用職員が、次に掲げる場合において、

勤務しないことが相当であると認められるとき 一の年度において5日（その養育する対象児童が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間
ア 対象児童の看護（負傷し、又は疾病にかかった子の世話をを行うことをいう。）を行う場合

イ 対象児童の疾病の予防を図るために必要なものとして第11条の3第1項に規定する世話をを行う場合

ウ 学校保健安全法第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして第11条の3第2項に規定する事由により対象児童の世話をを行う場合

エ 対象児童の教育又は保育に係る行事のうち第11条の3第3項に規定するものに参加する場合

第23条第2項第6号を削り、同項第7号中「別に定める」を「第11条の4に規定する」に改め、「（1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められ、かつ、1年間の勤務日が121日以上である者であって、6箇月以上の任期が定められているもの又は6箇月以上継続勤務しているもの）」を削り、同号を同項第6号とし、同項第8号を同項第7号とし、同条第3項中「第1項第3号、第11号及び第12号並びに前項第6号及び第7号」を「第1項第4号、第12号及び第13号並びに前項第5号及び第6号」に改める。

第26条中「第23条第1項第4号」を「第23条第1項第5号」に改める。

別表第5を削り、別表第4を別表第5とし、別表第3の次に次の1表を加える。

別表第4（第23条関係）

1週間の勤務日の日数	5日以上	4日	3日	2日	1日
------------	------	----	----	----	----

1年間の勤務日の日数	217日以上	169日から 216日まで	121日から 168日まで	73日から 120日まで	48日から 72日まで
日数	10日	7日	5日	3日	1日

備考 この表の「5日以上」には、1週間の勤務日が4日以下で1週間の勤務時間が29時間以上を含むものとする。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。